

平成29年度ものづくりマイスター募集要領

茨城県商工労働観光部職業能力開発課

1 ものづくりマイスター制度について

(1) 制度の趣旨

熟練技能者の高齢化や若年者のものづくり離れにより、本県の産業を支えているものづくり分野における技能の維持・継承が危惧されています。

そこで、優れた技能を持っている方で、技能の維持・継承や人材育成に関する指導などの活動ができる方をものづくりマイスターに認定するとともに、ものづくりマイスターの活動を通じて、本県の技能水準のレベルアップやものづくりを担う技能者の育成、ものづくりに対する関心を高めることなど、ものづくりの振興を図ることを目的としています。

(2) 募集職種等

- ① 技能検定職種である126の職種（別表のとおり）
- ② 技能を必要とする職種で知事が認めるもの

(3) 認定基準

次の基準をいずれも満たす方が認定の対象となります。

- ① 技能検定1級以上に合格している方又は同等以上の技能を有している方で、県下で第一級と認められる方
※ 県下で第一級と認められる方とは、次のような方をいいます。
(ア) 高度な技能により全国レベル、県レベルの表彰を受賞した方
(イ) 高度な技能を必要とする全国レベル、県レベルの競技大会で入賞した方
(ウ) (ア)、(イ) に準ずるようなレベル以上の際立って優秀な技能をもっている方等
- ② 県内に居住又は県内の企業に勤務している方
※ 県内に居住しているか、県内企業に勤務しているかどちらかに該当する方をいいます。
- ③ 認定の対象となる職種に概ね15年程度従事している方又は従事していた方
※ 8月31日現在を基準として、対象職種に従事した期間が通算で、概ね15年程度ある方又はあった方をいいます。
- ④ ものづくりマイスターの活動が可能な方
※ 活動が可能な方とは、3の(1)にあるものづくりマイスターの活動内容が、1項目以上可能な方をいいます。
- ⑤ 過去に当制度「ものづくりマイスター」として認定されていない方

2 応募

(1) 方法

- ① 企業、団体の長は、上記の認定基準に該当する従業員等を推薦してください。
- ② 定年退職等により企業、団体に所属していない方については、所属していた企業、団体の長又はお住まいの市町村長が推薦してください。
- ③ 別添の推薦書（様式第1号）により募集期間中に提出してください。

(2) 募集期間

平成29年6月26日（月）から7月21日（金）まで

(3) 認定

- ① 選考によりものづくりマイスターとして茨城県知事が認定します。
- ② ものづくりマイスター認定証及び徽章を授与します。

3 ものづくりマイスターの役割等

(1) 活動内容

ものづくりマイスターは、次の活動を行います。

- ① 企業が必要とする技能の習得や向上のための指導
- ② 職業能力開発施設等で行う職業訓練の講師
- ③ 学校等で行うものづくり体験教室などの講師
- ④ 高校生等のインターンシップ活動の指導
- ⑤ 技能に関する講演会、シンポジウム、セミナー等での講師・パネリスト・実演等
- ⑥ その他ものづくりに関する活動

(2) 活動方法

ものづくりマイスターは、上記(1)の活動を希望する企業、団体、学校等(企業等)から依頼を受けて活動します。その際、県は、企業等の依頼内容に合わせ、ものづくりマイスターの都合等を調整いたします。

(3) 活動報告

ものづくりマイスターとしての活動をした方は、活動の実績を翌年度当初に県に報告していただきます。

4 ものづくりマイスターの広報

県は、ものづくりマイスター認定者一覧をインターネットのホームページで紹介するとともに、ものづくりマイスター活動事例集を作成し、県内企業、団体等へ配布いたします。

【ものづくりマイスターネット】

茨城県ホームページ → 本庁各課・出先機関 → 商工労働観光部 → 本庁

→ 職業能力開発課 → ものづくりマイスターネット

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/shokuno/shido/monodukuri/index.html>

— ものづくりマイスターに関するお問合せ、推薦書提出先 —

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県商工労働観光部職業能力開発課

技能振興グループ TEL029(301)3656 Fax029(301)3669

様式第1号

ものづくりマイスター認定推薦書

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

(推薦者)
住 所 〒

市町村・団体・企業等名称

代表者氏名 印

別紙の者は、ものづくりマイスターとしてふさわしいと認められるので推薦します。

推薦順位欄

職 種 名	順 位	氏 名

推薦事務担当者氏名	担当部課係等名	電話番号

別紙

職 種 名		写 真 貼 付 (裏面に氏名記入)
ふりがな 氏 名		
生年月日	昭和 年 月 日 (歳)	
現住所	〒 (TEL)	
現在の勤務先・勤務していた先 (該当するものを○で囲んでください)		
企業等名称		
所在地	〒 (TEL)	
業務内容		
所属・役職名 (現在または退職時)		

1 職歴 (認定職種についての経歴を記入してください。)

勤 務 先 名	従 事 業 務 ・ 作 業 内 容	従事期間(年 月～年 月)
計		年 月

2 資格等（技能に関するもの）

※（注意）資格証などの資格取得がわかる書類の写しを添付のこと

技能検定資格	職種名	(級)	作業名		取得年	年
その他の資格	名 称	(級)	実施主体		取得年	年
		(級)				年
		(級)				年

3 表彰・競技大会等（技能に関するもの）

※（注意）表彰状などの受賞したことがわかる書類の写しを添付のこと

表 彰 の 名 称	実 施 主 体	受 賞 年 度	
競 技 大 会 名 称	実 施 主 体	実施年度	成 績

4 技能の優秀性（有する技能が県下で第一級である優れている点について、その内容・実績等を具体的に記入してください。（写真、図面等の資料を添付してください。）

--

5 技能に関する指導・人材育成の経験

指 導 経 験 ・ 人 材 育 成 経 験 の 内 容	指 導 ・ 育 成 期 間

6 ものづくりマイスターとしての活動可能な範囲

活 動 内 容	可 否	活動可能日	指導(講義) 時間	活動可能地 域	その他(特記事項)
(1)企業が必要とする技能 の習得・向上の指導					
(2)学院等の職業能力開発 施設での訓練の講師					
(3)学校等のものづくり体 験教室などの講師					
(4)高校生等のインターン シップ活動の指導					
(5)講演・講習・研修会等 での講師					
(6)講演・講習・研修会等 での実演					
(7)シンポジウム, セミナ ー等でのパネリスト					
(8)その他(具体的な内容)					

7 ものづくりマイスターとして認定を受けた場合、その取り組み内容、抱負を記入してください。(技能に関する自己PRでも結構です。)

推薦書記載要領

- 1 推薦順位は、企業・団体から同一の職種に複数の方を推薦する場合に付けてください。
なお、欄が不足する場合は、別紙に記入し提出してください。
- 2 職種名は、認定を希望する職種を記入してください。
- 3 職歴は、認定を希望する職種に係る経歴のみを記入してください。
- 4 資格等は、技能検定（特級・1級）のほか、技能に関してお持ちの資格を全て記入してください。（高度熟練技能者の認定もこの欄に記入してください。）
※資格証などの資格取得がわかる書類の写しを添付のこと（必須）
- 5 表彰・競技大会等は、全国及び県レベルでの表彰を受賞したものや全国及び県レベルの競技大会において、入賞したものを記入してください。（表彰の例：卓越技能者大臣・県知事表彰などの表彰名、実施主体名、受賞した年度について記入してください。）
（競技大会等の例：技能グランプリなどの全国大会、技能に関する県大会の大会名称、実施主体名、実施した年度、その成績について記入してください。）
※表彰状などの受賞したことがわかる書類の写しを添付のこと（必須）
- 6 技能の優秀性は、認定を希望する職種について、認定希望者が県下で第一級である
とわかる内容・実績を具体的に記入してください。（写真、図面等の資料を添付してください。）
- 7 指導・育成の経験は、技能に関して指導経験又は人材育成の経験がある場合に、その内容及び指導・育成した期間を記入してください。
- 8 活動可能な範囲は、活動内容についての依頼があった場合の可否を記入のうえ、可
の場合はそれぞれの項目欄に具体的に記載願います。
- 9 各項目の記入欄が不足する場合は、任意の用紙に記入し、併せて御提出ください。

<注意事項>

- ※ ものづくりマイスターの認定を受けられた方は、推薦書の記載内容に基づき、県のホームページ（ものづくりマイスターネット）に掲載いたします。
- ※ 認定者の情報及び認定推薦書様式等は、ものづくりマイスターネットでも提供しております。

ものづくりマイスターネット

茨城県ホームページ → 本庁各課・出先機関 → 商工労働観光部 → 本庁

→ 職業能力開発課 → ものづくりマイスターネット

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/shokuno/shido/monodukuri/index.html>

— 推薦書の提出及びお問い合わせ先 —

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県商工労働観光部職業能力開発課

技能振興グループ

TEL029(301)3656 Fax029(301)3669

【記載例】

6 ものづくりマイスターとしての活動可能な範囲

活 動 内 容	可 否	活動可能日	指導(講義) 時間	活動可能地 域	その他(特記事項)
(1)企業が必要とする技能の習得・向上の指導		<ul style="list-style-type: none"> ・原則常時可能 ・従事内容の関係で時間等の都合が付けば可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・希望内容により対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全域 ・主に〇〇市を中心とした範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則〇〇人以内 ・何人でも可
(2)学院等の職業能力開発施設での訓練の講師		<ul style="list-style-type: none"> ・年2～3回程度であれば可能 			
(3)学校等のものづくり体験教室などの講師		<ul style="list-style-type: none"> ・月, 水, 金 ・休業日以外 ・応相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・2時間程度 		<ul style="list-style-type: none"> ・小学高学年以上
(4)高校生等のインターンシップ活動の指導					<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇人以内なら可
(5)講演・講習・研修会等での講師					
(6)講演・講習・研修会等での実演					
(7)シンポジウム, セミナー等でのパネリスト					
(8)その他(具体的な内容)					